

第25回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース  
議事概要

1. 日時：令和5年3月2日（木）10:00～11:00
2. 場所：※オンライン会議
3. 出席者：  
（委員）大林ミカ、川本明、高橋洋、八田達夫  
（政府）和田副大臣  
（事務局）規制改革推進室辻次長、山田参事官

<議題> 大手電力会社による新電力の顧客情報の情報漏洩及び不正閲覧について  
（ヒアリング対象者）

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業監視課 鍋島課長  
経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室 吉瀬室長  
電力基盤整備課 小川課長  
省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 能村課長

4. 議題：  
（開会）

大手電力会社による新電力の顧客情報の情報漏洩及び不正閲覧について  
（閉会）

5. 議事概要：

○山田参事官 ただいまから再エネ規制総点検タスクフォースを開催いたします。

皆様方におかれましては、御多用中のところ、御参加いただき、誠にありがとうございます。

本タスクフォースは、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、オンライン会議としております。また、本タスクフォースは、内閣府規制改革推進室のYouTubeチャンネルにおきましてオンライン中継を実施しております。御視聴中の方は動画の概要欄にあるURLから資料を御覧ください。

本日は、和田副大臣に御出席いただいております。岡田大臣は国会対応のため欠席です。

それでは、和田副大臣に一言御挨拶をお願い申し上げます。

○和田副大臣 皆様、おはようございます。内閣府副大臣規制改革担当の和田義明でございます。本日は、御多忙のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

電力の小売が全面的に自由化されて以降、様々な電力プランが提供されるようになりましたが、再生可能エネルギーを活用した電力プランが充実すれば、私たちの選択肢が増え、

カーボンニュートラル社会の実現も生じてまいります。特に新電力は、こうした再エネプランに力を入れているため、新電力が大手電力会社の小売部門と公平に競争できる環境が整っていることが重要となります。

しかし、昨年12月以降、大手電力会社の小売部門が、同社の配送電子会社が保有する新電力の顧客情報を不正に閲覧する事案が明らかとなるなど、公正な競争を揺るがしかねない事態が生じております。このため、再生可能エネルギーの普及促進の観点からも、本日は公正な競争環境の確保に向けての対応策について御議論いただきたいと思っております。

経済産業省の皆様におかれましても、建設的な御議論をお願いできればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田参事官 和田副大臣、ありがとうございました。

本日、御発言される方はマイクをオンにして、御発言される時以外はマイクをミュートにし、出席者はカメラをオンをお願いいたします。ハウリングを避けるため、イヤホンの使用に御協力ください。

議題に入ります前に、最初に事務局から御報告がございます。

まず、前回のタスクフォース以降、個別分野の規制改革が進展した件について、資料1にまとめて配付させていただいております。本日は時間の関係で説明は割愛します。

それでは議題に入ります。まず、電力・ガス取引監視等委員会から10分以内で御説明をお願いいたします。

○経済産業省（鍋島課長） 電力・ガス取引監視等委員会事務局のネットワーク事業監視課長の鍋島です。本日は、一般送配電事業者による情報漏えい事案につきまして、説明の機会を頂戴しております。

一般送配電事業者による新電力顧客に係る非公開情報の漏えい事案につきましては、現在、電力・ガス取引監視等委員会におきまして調査中です。電力・ガス取引監視等委員会は、八田先生も前委員長でいらっしゃいましたが、経済産業省の下に置かれた委員会組織であり、委員は独立して職権を行使するとされております。また、事務局は委員会の事務を処理するために設置されています。各事案については委員会の決定の下、報告徴収や立入検査を実施しており、現在情報を精査中です。

こうした委員会の決定や指示に基づく事案の調査と並行して、委員会の下部に設置された制度設計専門会合において調査状況を報告しております。資料2として配付されているものは、2月20日に開催された制度設計専門会合の資料でありまして、その段階で明らかになった状況を類型化して紹介しているものです。今回、こちらのタスクフォースの事務局から説明の御依頼を受けましたので、その資料を提出しております。

この資料は同日の会合で事務局から説明した際には、かなり端折って説明しましたが、それでも1時間を要しております。今回の事案についていろいろな方が議論をいただく際の基礎的な情報をかなり網羅的に提供したものであります。

一方で、個別事案の細かな事実関係については現在認定作業を行っているところでの

で、この資料でお示ししている送配電側の情報漏えいの原因、小売部門側の閲覧の状況については、あくまでイメージとして持っていただければと思っております。そういうことで類型の情報を掲載しております。

情報漏えいが生じた原因としましては、34ページを御覧いただければと思えますけれども、まず、類型Aというものがございます。これは共用システムのアクセス制御の不備によって情報漏えいが起きたというものです。

それから、42ページには類型Bというものがあまして、災害対応などによって閲覧権限を付与した際に、そこから情報漏えいが生じたという類型があります。

それから、44ページ以下ですけれども、その他の類型ということでシートにまとめております。

まず、44ページのような委託先の管理の不徹底、それから、45ページのような端末管理の不備から情報漏えいが生じた例、その次のページのID・パスワード管理の不徹底から情報漏えいが起きたというような事例があります。

それから、小売事業者が閲覧した際の状況の類型については、50ページのような問い合わせ対応に関して情報を流用したというケースもあれば、53ページですけれども、需要家情報について契約切り換えの際に事実関係を確認するために使ったというようなケースもあります。

それから、55ページのような顧客情報の分析に用いたというような類型もありました。

現在、一般送配電事業者の情報漏えい事案において、小売側が営業活動に使用したと認めているのは関西電力のみとなっております。しかし、2月20日の議論においては、営業活動に使用する意図があったかどうかという主観的な認識の問題ではなく、わざわざ情報を閲覧していたということは、何らか競争上有利な点があった疑いが否定できないのではないかという指摘が複数の委員からありました。

一般送配電事業者の情報漏えい事案については、西村経済産業大臣も電気事業の中立性・信頼性に疑念を抱かせるものとして、極めて遺憾としておりますけれども、専門会合において行われたこのような委員の指摘も同様の認識に立つものと理解しております。

こういうことで事例の類型について御紹介をいたしましたけれども、この機会に、もしお許しいただければ調査を担当している者として、調査をしていて感じる点を少し申し上げたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○山田参事官　どうぞ。

○経済産業省（鍋島課長）　ありがとうございます。

個人的な意見も含まれますけれども、感じるところを申し上げます。

経済産業省では数年前からガバナンスイノベーションというものに関する研究会を立ち上げております。私は前職でOECD日本政府代表部の参事官を務めておりましたので、このプロジェクトをOECD各国と議論するための調整をする際の担当を務めておりました。

ガバナンスイノベーションという考え方は非常に幅広い概念でありますけれども、大き

な流れとして社会のIT化が進む中で、どのように社会としてガバナンスをしていくかという問題意識を背景にしております。従来、人の手で行われていた事務処理などのサービスがITによって行われることになり、規制そのものがITのプログラムやコードとして具現化されることになってきています。そうした中で、コードのチェックを誰がどのように行うのかという問題が生じておりますし、規制そのものの在り方についても見直しが迫られるのではないかとというような議論があります。

今回の事案についても、先ほど申し上げたような様々な類型がありますし、人間系の問題ももちろんありますけれども、先ほど御紹介した共用システムを介した情報漏えいなどは、プログラムのミスに起因するものになっています。

また、今回の問題の把握・分析においては、アクセスログの解析が非常に重要な役割を果たしております。私自身もIT関係の誤作動については着任以来、厳しくチェックをするという方針を課内で掲げてきております。問題意識としましては、今、電取委で議論される様々なルールがシステムという形で具現化されるということが、現実既に生じてきておりますし、今後10年以内に電力市場はそうした傾向をさらに強めることが容易に想像されます。こうした電気事業や電力市場のIT化に監視当局として対応力を高めていくことは不可欠だと考えております。

私自身はサイバーセキュリティ政策の経験もありますけれども、サイバーセキュリティの観点からも、電力市場や電気事業者のこうした能力が向上することは重要だと思います。そうした観点で、今回の事案を見たときに、どういう方向で規制や監視能力を高めていくかということは、非常に重要な問題になっていると思っております。

電取委が発足以来、あるいは2020年4月の関連法規の施行以来、あるいは私自身の昨年7月の着任以来、昨年末や今年1月まで、こうした情報漏えいを見抜けなかったという点は事実としてそのとおりですけれども、IT関係の対応力強化も含めてどういう形で、今後監視能力を強化するかという点については、実務的には非常に重要かつ難しい課題だと考えておりますので、その点を申し上げさせていただきました。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、委員を代表して、高橋委員から提言書について御説明をお願いいたします。

○高橋構成員 都留文科大学の高橋です。今、資料の3-1を共有しておりますけれども、委員を代表して今回の情報漏えい及び不正閲覧に関して提言を申し上げます。

先ほど、和田副大臣から公正な競争を揺るがしかねないというお言葉がありました。既に西村経産大臣からも同じようなお言葉をいただいておりますが、私どもとしても問題意識は同じですけれども、既に公正な競争は揺らいでいると認識をしております。

今、政府は一丸となって再エネ最優先の脱炭素化を進めている際に、公正な競争環境、特に送配電事業の中立化が最大の柱になると認識しております。これまでも電取委さんとは何度もこのタスクフォースを通じて建設的な議論をさせてもらっておりまして、今も様々な調査をしていただいて、私どもも感謝を申し上げているところですが、競争

環境が公正ではないのではという私どもの指摘が、大変残念ながら当たってしまったと思っております。

問題の構図というところで、1番については、先ほどの電取委さんの資料の中に細かく書かれておりますので詳細は割愛をさせていただきます。様々な調査の結果、分かってきた現状は、こういう情報漏えい、あるいは不正閲覧は表裏一体なわけですけれども、これが各社に蔓延していたということだと認識しております。この事案については10社中7社に不正閲覧があったことが分かっております。それも一部の会社では少人数ですけれども、多くの会社で何千人とかにわたる人数で、かつ数十万件という件数が報告されておりますので、この不正閲覧は普通の日常的な行為であったと言わざるを得ないということです。

今日は触れませんが、2番目の再エネの業務管理システムについては、経産省の、グループ外の情報システムですから、構図としては似ていますが、より問題とも言えます。いずれにしろ、一送が中立的ではないことが明らかになってしまいました。

今回の問題については、個々には、先ほど鍋島課長もおっしゃったITの対応力ですとか、情報システムがどうあるべきか、マスキングが不十分だったとかもあると思いますし、それについての対策は当然必要なわけですけれども、それを超えて、事業者の認識の問題が非常に大きいのではないかと考えております。法的分離下の行為規制が機能していなかったと言わざるを得ないということでもあります。

さらに、まだ今、調査中ですが、基本的には小売全面自由化が始まった2016年4月以降を対象としていると認識しておりますが、託送業務自体は2016年以前から行われていたわけですから、2000年頃からどうなっていたのかも確認をする必要があると思っております。

結局、この問題の本質は、不公正競争、特に電力の自由化をした際に送配電網は今後も法定独占でありますから、ここの中立化をいかにするのかと、ここに帰結すると思っております。既に新電力が価格高騰を受けて撤退、あるいは電気料金が実際に高騰していて、今、値上げの申請も行われているわけです。直接の要因は化石燃料の価格高騰かもしれませんが、市場が公正ではなかったことについて、我々は深く考え直す必要があると思っております。

今回の事案についていうと、送配電事業が2020年に法的分離されたわけですけれども、法的分離では不十分であったと言わざるを得ない。もともと法的分離は妥協的な中立化の方法であって、厳しい行為規制とセットであることが常識なわけで、日本も2012年の審議会では、そういう議論をしたはずですが、その後、実際に行為規制を規定する際に、電力会社に対して非常にゆるい行為規制にとどまったことが、問題だったと思っております。

今のところ、先ほど鍋島課長からもありました関西電力だけが営業活動に使ったということですが、ほかの会社についても十分その可能性はあると思いますので、そこは向こうがそう言っているという話で終わりではなくて、中立的・客観的に性善説によらず徹底調査をする必要があります。あと、一送と小売の問題ではなくて、これは全社的な問題、

このような違法行為を放置してきた経営陣の責任も当然問われたいといけない。残念ながら2020年の発送電分離以降も、大手電力は一体的に経営されてきたと言わざるを得ないと考えております。

4ページの2番の提言、以下具体的に申し上げますので、ぜひこの後、電取委さん、あるいはエネ庁さんのほうから、これらの私どもの提言に対して個別にご意見をいただきたいと思っております。

まず、今すぐ当然徹底究明をしなければならない。今、電取委さんが頑張っていてやってらっしゃるわけですが、特に我々としては、今回の不正行為が競争や価格、特に新電力に対する影響、これらがどの程度のものだったのかは、性善説に立たずに徹底究明していただきたいと思っております。それは2016年以前のものも含むでしょうし、今回は取り上げませんが、カルテルの話とも当然関わってくる話でございます。

当然、違法行為をしたわけですから処分が必要なわけでありまして。現状、業務改善命令で従わなかった場合に300万円という非常に低額の間接罰になっておりますが、現行法を見ますと、実は非常にゆるい罰則と対極にある最も厳しい処分として、一般送配電事業の許可の取り消しが電事法上規定されております。この法律によれば、公共の利益を阻害すると認められる場合には取り消すということであって、今回の事案の悪質性を考えると、一送の許可の取り消しを少なくとも検討はしていただく必要があると思っております。もちろん実際には、譲渡先をしっかりと見つけた上での取り消しとなりますので、安定供給上の支障とか、そういう問題にはならないやり方が可能です。

小売事業についても、現状は登録となっておりますので、こちらを取り消すことは可能であるし、ぜひそれを検討する、やっていただきたいと思っております。

とはいえ、一般送配電事業が明日とか1か月後に取り消すとはならないでしょうから、法的分離下の行為規制を即刻抜本的に強化する必要があると考えております。所有権分離をする前に、まず、これをしないといけないということです。

今般、災害時は大手電力の小売部門に業務を一部任せようになっており、不正閲覧との関係で問題になっております。安定供給に責任を持つのは基本的には一送ですから、それを原則にするべきだと思います。もし、当該一送以外の協力が必要な場合にも、他地域の一送は当然協力の対象になるわけですし、どうしても小売事業者に頼まないといけない場合には、情報システムにアクセスを禁止するだとか、場合によっては新電力もその対象にするだとか、様々な方法が考えられます。要するに災害時だからとか、顧客対応だからということをお願いにさせてはいけないと考えます。

それから、社屋の分離も今回重要なポイントだと思っております。先ほども申しあげましたが、現状の電気事業法上では罰則が非常にゆるいという問題がございますので、この辺りの罰金を増額するだとか直接罰にする。あるいは三罰規定といいますけれども、法人とか代表者に対象を拡大する。あるいは懲役刑の対象も拡大する。警察に告発する権限を電事法上に明記するといったことも、ぜひやっていただければと思っております。他の金

融商品取引法とかと比べましても、非常に電事法上の制裁が弱いこともありますので、業務停止命令やあるいは課徴金、カルテルは今非常に重い1000億円という課徴金が言われているわけですが、こういうことも検討する必要があるということです。

6番目です。先ほど電取委の責任もという話もございましたけれども、今回、電取委さんがこの不祥事を自ら見抜けなかったことについては、深く反省していただく必要があると思っております。

他方で、権限が弱いとか人員が少ない、あるいは独立性が高くないといった組織上の問題もございまして。電取委の委員を常勤化する、電取委の職員を特に専門性の高い外部人材を中心に1桁ぐらい上の組織にする。さらに電力会社との関係をもっと緊張感のあるものにしていただく必要がありますので、経産省本体とのローテーション人事を制限する。そういうこともしなければなりませんし、その上で、3条機関、独立行政委員会にすることもぜひお願いします。それぐらいの組織力と強い姿勢を持った体制として、行為規制さらに所有権分離をやっていただくことが必要です。

送配電事業の行為規制については、情報漏えい以外、情報システム以外の問題として、大手電力グループが一体的であることが挙げられると思います。社名を含む商標やブランドの使用を禁止する、あるいはグループ内での人事についても、さらに制限をかけていくことが必要だと思っております。

最後に、やはり所有権分離が必要であるという意見が今回様々な方面から出ております。先ほどの許可の取り消しが第一歩になりますが、取り消されない一送についても、今後、所有権分離をしていくのが基本になるべきでしょう。結局、法的分離は非常に規制コストがかかりますので、そういうコストを政府側、あるいは一送の側もかけてガチガチに規制するよりも、所有権分離ですっきりと独立性を高めるほうが良いという考えもありますので、ぜひこの点も含めて検討して下さい。

私からは以上です。ありがとうございました。

○山田参事官 ありがとうございました。

以上を踏まえ、質疑応答に入りたいと思います。発言者はこちらから指名させていただきますので、御発言を希望される方は手を挙げる機能で挙手をお願いいたします。質問と回答は簡潔にお願いいたします。

それでは、恒例によって、委員の提言書の対応策の提言に沿って始めていきたいと思えます。

1) が真相の徹底究明、2) が厳正な処分の実施から議論を進めたいと思います。

経産省のほうから、ここに書いてある1)と2)の提言に関して、何かコメントはございますでしょうか。ございませんか。

ないようであれば、委員から、さらなる御指摘等をお願いします。

○八田構成員 八田です。この提言のことについてなのですが、2月20日の電取委の審議会の資料では、電気事業法の関係規定の中に事業許可や登録の取り消しというオプション

が全く掲載されていないのです。これは昨日開かれたエネ庁の基本問題小委でも同様なのです。

先ほど高橋委員がおっしゃったように万を超えるというようなケースがあります。これらは、1桁の閲覧数といったケースと違って、過失であった可能性は、かなり低いと思います。故意に行われていたとすると、法的分離の前提を全くないがしろにしたわけですから、前代未聞の行為規制違反が行われたわけです。それに対して許可や登録の取消を検討のオプションに入れないことの理由全く分からない。意図的に軽い処分に誘導していると思われても仕方がないのではないかと思います。

この点について当局の御意見を伺いたいと思います。

○山田参事官 それでは、電取委、エネ庁、それぞれ説明をお願いします。

○経済産業省（鍋島課長） 私も法律の解釈がこれで正しいとは思うのですが、電気事業法上の許可の取り消しについては、この法律、またはこの法律に基づく命令の規定に違反した場合においてということですので、私たちは今、これから命令を出すかどうかということ議論している段階だと理解していますので、ここにいきなり2条の9のようなことを適用することはできないのではないかと思います次第です。

○八田構成員 今、条文を目の前に持っていませんが、「法律、または命令に違反する」ということだったと思います。法律には完全に違反していると思います。

○経済産業省（鍋島課長） そこは事実認定をしていく必要があると思いますけれども、確かに法律、またはですから、もしかするとそうかもしれません。

○山田参事官 続いて、資源エネルギー庁からお願いします。

○経済産業省 資源エネルギー庁でございます。許可の取り消しという道筋が法律上用意されていることは御指摘のとおりだと思いますけれども、現在、電力・ガス取引監視等委員会において一律認定が進められておるところでございます。その事実認定の結果に応じて、これは行政処分でございますので、違法行為の内容、対応、その違法性、その重大性、そういったものに照らした、要は比例原則に基づいた対応が必要であろうと考えておるところでございます。

以上でございます。

○八田構成員 それはおっしゃるとおりだと思います。私も全部を今、許可取り消しをすべきだと申し上げているわけではありません。しかし、これは法律違反なのでから許可の取り消しの検討はすべきではないか。それを検討の俎上に載せていなかったということの説明になっていない。

ただし、検討の俎上にも載せないということは、それは各電力会社がこれほどの大規模な違反をしたことの原因を説明してくれると思います。要するにこういうことをやっても、許可の取り消しを検討しようとしないうという役所なのだということも分かっているからやり放題やる。そう考えられます。だから、これは役所のほうにも大きな問題がありえます。



許可の取り消しは結局発送電の資本分離につながり得る重大な行政処分ですから、このオプションを論議の課題に載せていただきたいと思います。

なお、欧州では欧州委員会が全加盟国に対して、資本分離しろと言ったのにフランスとドイツは、法的分離にとどめたいが、その代わりに非常に強い行為規制を置くことだったので、欧州委員会は渋々認めたという背景があります。日本は、その先例をいわば踏襲したわけです。

このような背景がありますので、欧州では、情報漏えいに関して、どれくらいの規模の行為規制違反がこれまであったのかを知りたいと思います。もし、欧州ではなくて、日本でだけこれだけの規模であったとしたら、日本では法的分離が機能していない原因を究明し、たとえば、罰則の違いによるものか、当局の姿勢の違いによるものかを明らかにすることが、再発を防ぐために必要があると思います。

○山田参事官 欧州の事例について御知見があれば。

○経済産業省（鍋島課長） 私自身はまだ承知していなくて、欧州のカウンターパートに聞くということも考えますけれども、まだそこについては、情報はありません。

○山田参事官 資源エネルギー庁、お願いします。

○経済産業省 我々の手元で諸外国における漏えい事案についての情報は持ち合わせておりません。

○八田構成員 あえて言えば、これほどの事案が起きたときには、法的分離をしているほかの国では、どういう対応しているのかということや当局は即座に調べられるべきではないかなと思います。

以上です。

○山田参事官 大林さん、お願いします。

○大林構成員 八田先生がかなり詳細にお話ししていただいたので、私からというのはあまりないのですが、一つは、今の御説明をいただいた中で、情報漏えいという言われ方をされていますが、私どもは不正閲覧ではないかと思っています。先ほどの高橋さんのお話の中でもあったのですが、システム的な問題はあるかと思うものの、1桁台ではなくて何万という形ですから、意図を持って見ていた。しかも、その中で、これが不正であるということや認識していた方々が多かったということですので、これはむしろ不正閲覧という言い方をされるべきではないかと思っています。

八田先生のお話に重ねてになりますが、御説明いただいた電取委とエネ庁からのお話では、今はまだ内容を検討中であるということですので、詳細が判明して、今後これがどういった処分に適するかということが分かり、全体像が明らかになった時点で必要となる処分が行われるということを前提に、今、お話になっているということでもよろしいでしょうか。そこだけ確認させていただきたいと思います。

○山田参事官 電取委とエネ庁、それぞれから。

○経済産業省（鍋島課長） 電取委は今、委員会の指示・決定に基づいて調査をしており

ますけれども、当然委員会としての何らかの対応を取ることを視野に入れて、こういう調査活動を行っております。委員会が取る措置については、委員会自らが勧告、または指導することもあるのですが、経済産業大臣に勧告し、経済産業省として行政処分を取っていただく。それは命令であったりだとは思いますが、そういうこともあり得ると思います。そういうことを視野に入れつつ、電取委としての対応を決めるために、その前段となる事実認定を鋭意やっているところです。

○山田参事官 資源エネルギー庁、お願いします。

○経済産業省 今、電取委から御説明がありましたように、電取委から経済産業大臣の行政処分に対する勧告ということもあろうと予想しながら今後検討していきたいという状況でございます。

○大林構成員 重ねてよろしいでしょうか。行政処分という形の免許取り消しということもあると思うのですが、これまでカルテルの問題、不正閲覧の問題、あるいはエネ庁のシステムに侵入して見ていたという問題、様々あって一緒に議論することができないのですが、先日、関西電力が自ら小売営業の停止をやったということがありました。むしろ免許の取り消しの前に、一旦例えば営業の停止を行うとか、そういったことも勧告ができたのではないかなと思います。

私からは以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

川本委員、お願いします。

○川本構成員 川本です。ありがとうございます。

今の大林さんの話と少し重なるのですが、今回の違法行為というのは電事法がまさに電力自由化の中核としてやってはいけないことということで、送電部門の中立性にとって本質的な要求をこれだけ長期にわたり、これだけ多数の件数、違法行為があったということですので、ここは法律にのっとって、まさに虚心坦懐に執行していただく。

先ほどの委員とのやり取りの中で、執行に当たっては、現在の電事法の定めるところに従って、あらかじめ制約を設けることなく、ということは事業許可の取り消しというオプションもあらかじめ制限することなく、これから処分をされると理解しています。もし理解が違っていたら御修正いただければと思います。

コメントなのですが、先ほど鍋島さんも御自分の御経験に基づいてコメントされたのですが、かつてリーマンショックの後で日本航空が大変苦境に陥って、そこに再生投資をしてJALを通常の路線に戻したときの再生投資をした官民ファンドに私はおりました。そのときに取られた手法が、JALも非常に大変な状況だったのですが、いわゆるプリパッケージ方式といいまして、会社更生法の手続を進めるのですが、あらかじめ関係者でよく協議をして、まず当時、飛行機を絶対に止めない、ナショナルフラッグとしてちゃんと機能させるということを前提に会社更生法の手続に進み、再生をいたしました。

そういう意味からいっても、事業の許可取り消しというのは、それだけ切り取られます

と突拍子もないように思われますが決してそうではなく、あらかじめ規制当局、関係者が十分協議をして安定供給に支障がないように、しかし、全く体質が異なる新たな事業体に事業を移管していくということは十分現実的であるということを申し上げたいと思います。以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

川本委員の発言の前段のところの事業の許可の取り消しに対しても、今後の視野からは排除されるわけではないという点について、何かコメントがあればお願いします。なければ、このまま先に進みます。

○経済産業省（鍋島課長） 登録取り消しというのは確かに論理的にはあるのですけれども、私もまさに川本委員のおっしゃられたようなプリパッケージのようなものが不可欠だと思いますし、それに失敗すると停電してしまう可能性もあると思うので、そういうことを提言する段階なのかなというのは、正直思うところです。そこはそういうことも考えたほうが良いという御提言なのでしょうか。

○川本構成員 まさにそれは今後の検討の中で、私が確認したかったのは、排除しないというところを確認したかったということです。ただ、今、少なくともこれまで既に明らかになっている事実によれば、これは電事法の自由化の精神を真正面から否定する行為が会社ぐるみで行われていたということです。そういったことも当然排除されないのだからということを確認したかったということでございます。

○経済産業省（鍋島課長） その点について申し上げますと、多分こういうことではないかと思うのですけれども、情報遮断のようなものは送配電事業を行うに当たっての一丁目一番地の規制ではないかということだと思いますので、一丁目一番地のことができていないというのが、送配電事業をしている中でどうなのかと問題意識だと理解しました。そこについては西村大臣も極めて遺憾と申し上げているところで、電取委も認識を共有するのですが、実際の処分については今後の事実認定を踏まえて、資源エネルギー庁のほうでも考えてということだと思っております。

○川本構成員 認識を共有していただいております。ありがとうございます。

○山田参事官 資源エネルギー庁のほうも排除はしないということによろしいですか。

○経済産業省 恐縮ながら、排除する、しないという議論ではないと思っております。我々は法律に基づき法律を正しく執行するということだと思っております。

○山田参事官 それは排除していないということと理解しました。

高橋先生、お願いします。

それから、残り20分なので、現行法令上の措置から先の今後採るべき制度改正事項のほうも進めていただきたいと思います。

○高橋構成員 2点です。

1点はコメントですが、ドイツでは法的分離の会社が所有権分離に移った事例が3ケースぐらいありますので、当然安定供給を損なわずに法的分離から所有権分離に移行できま

す。そこはしっかり調べていただければと思います。

もう一つが、これは質問ですけれども、基本的に2016年以降の話を電取委さんはされているようです。電事法は多分変わっていると思いますが、2016年以前も当然送電網の中立化は求められていたはずですので、2016年以前のことも、今すぐというのは無理かもしれませんが、当然、調査や検討の対象に入るのではないかと私は思っているのですが、この認識で正しいか。これだけコメントをお願いします。

○経済産業省（鍋島課長） その点については、委員会の中でも議論をしていくことになると思うのですけれども、まず、今回の調査を何のためにするかということにも関わってくるのだと思います。これを再発防止策のためにやっていくのか。それとも2016年以前のを調べることによって、確かに御指摘のとおり、2016年以前も情報の目的外利用は禁止されているわけで、そこについて好ましくないことがあるかどうかというのは調べる価値があるのかもしれませんが、それをどういう観点でどう使っていくのかということも踏まえて、要するに調査の優先順位をどう立てるかということについて、委員会で今後考えていきたいと思っています。

一般論として申し上げますと、古い事案を調べていくと、どうしても情報が残っているかどうかというような制約がありますので、今、いろいろ調べている情報の中には2016年以前の経緯について書いているものもあり、そういうものも含めて調べてはいるのですけれども、例えば16年4月以前のログが残っているかということ、恐らく残っていないので、そういうところの制約あるとは思うのです。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、後半のほうの制度改正事項に係ること、具体的には5ページ以降の行為規制、罰則の強化、行政上の制裁、電取委の組織拡充となっていますけれども、どなたからでも御発言はいかがでしょうか。

経産省のほうからは、ここに書いてある提言について、これはあり得ないとか、そういうコメントがありましたら、ぜひお願いします。提言は事前に御覧いただいているので、コメントがあれば経産省のほうからもお願いしたいと思います。

○経済産業省 差し支えなければ1点確認をさせていただきたい中身があるのですけれども、3)の提言の4つ目のポツでございます。2016年以前の顧客リストを用いてアウトバウンド営業する行為を小売で禁止するという提言がございますけれども、これは新電力に対しても同様であるという理解で正しいでしょうか、

○高橋構成員 意見書という意味では、そう取っていただいて結構です。過去の顧客情報のほとんどが大手電力の所有であり、大手電力が圧倒的に有利なわけですから。それ以前も特高と高压は新電力が入っていましたけれども、全て含めて過去の古い情報を使うというのは、それ以降に入ってきた新電力にとっても持っていない情報なわけですから、そこは制限すべきと考えております。

○山田参事官 よろしいですか。

高橋先生、どうぞ。

○高橋構成員 それでは、せっかく電取委さんがいらっしゃるので、組織の拡充についてぜひ、ご意見をいただければと思っております。もともと電力システム改革専門委員会のときに私は3条委員会を提案しましたが、そうはならなかったという経緯もございます。まずは人員の強化とか、権限の強化とか、電取委さんが自ら今やっつけていらっしゃる、いろいろと限界を感じるころもあると思います。自ら言い出しにくいというものもあるかもしれませんが、誰かが言わないと電取委の組織拡充ができませんので、3条委員会の問題も含めて、ここの提言についてどう思われるのか、コメントをいただければ幸いです。

○経済産業省（鍋島課長） ここは高橋委員がおっしゃられるとおり、自分からは言いにくいところでもあります。むしろほかの方の御意見を伺いたいところですよ。

○高橋構成員 ほかの方というのは経産省ということですか。委員の意見は、総論的にはここに書いてあるとおりですので、これを経済産業省側がどう受け取られているのかということだと思っております。

○山田参事官 経産省、何かコメントはありますか。

○経済産業省 資源エネルギー庁でございます。電力会社の監視・規制機関である電力・ガス取引監視等委員会の在り方について、エネ庁として何か申し上げるのが適切かどうかということがあるかと思っております。ただ、経済産業省としての議論というのは、どういう場で行うかも含めて、省としての検討が必要なのかなと思っております。

○高橋構成員 意見書の脚注にもつけておきましたけれども、諸外国と比べても圧倒的に弱い現実がありますので、そこは前向きに検討していただければと思います。

私からは以上です。

○山田参事官 それでは、川本さん、大林さん、続けてお願いします。

○川本構成員 これは資源エネルギー庁及び電取委に対してお願いになるのですが、言わずもがなかもしれませんが、まさに国際的に見ても日本の電力市場というのはどういうことになっているのかというときに、基本的にはレギュレーターが厳正・忠実にルールを執行していくことが電力の循環を成功させるためにキーである。これは国際的な常識になっていると思います。インディペンデントレギュレーターというのが長年キーワードになってきたと思います。

その意味で、今回のような事態が生じたときに、しっかりと目に見える体制強化を実現しなければ、日本の電力市場だけではなくて、日本の市場というものに対する国際的信用に非常に響いてくる問題だと思いますので、ぜひそういうレベルで、皆様、言わずもがなですが、受けとめていただいて、体制を検討していただきたい。これが委員提言の背景にある考え方です。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。これはコメントだと思いますので先に進みます。

大林さん、どうぞ。

○大林構成員 川本さんがおっしゃったこととほぼ重なります。また、高橋さんもおっしゃっているように、2012年、2013年、この発送電分離をやって競争を促進していく、公正な電力市場をつくるという議論のときには、所有権分離にするか、法的分離にするかという議論が行われて、法的分離で行くのだが、もしこれで競争がかなわなかったときには所有権分離を検討するという議論がありました。今、まさにそれが問われている状況であって、今、所有権分離をきちんと検討しなければ、いつやるのか、という気がします。

電取委の権限拡充に関しても、そのときからいろいろな議論があって、3条にするのか8条にするのかということも、大きな議論がありました。私は独立性を保って、緊張感を持って市場を監視していくという観点から考えると、3条委員会への移行、あるいはそれがかなわないのであれば、例えば、公取委にその権限を譲ることすら考えてもいいのではないかなと思っています。というのは、カルテルの処分の方向を見てみると、かなり厳正な処分を公取委は電力に対してやっているわけです。今回、こういった不正閲覧とか競争をゆがめるような事態があったところについて厳正な処分が行われなかったら、それは経済産業省そのものが自らを省みる必要があるのではないかなと思っています。

日本はたまたまほかの国と送電網がつながっていないので、電力ビジネスそのものは国内に閉じられています。ただ、国際的な観点からいうと、日本が国際社会にも共通し得るような規範を持って電力事業を運営していることこそが、ほかの企業の国際競争力をどのように見ていくか、育てていくかということにもつながりますし、今の状況は海外の事業者、あるいはいろいろな海外のファンドが日本に対して投資をするというモチベーションを毀損していると思います。海外とも比較しても本当におかしくない、公正な形で運営される必要があると思っています。

○山田参事官 ありがとうございます。

資源エネルギー庁や電取委から、川本さん、大林さんのコメントに何か発言はありますでしょうか。

○経済産業省（鍋島課長） 電取委です。公取委は独禁法を運用しているということなので、処分については法律がそもそも違うという点は指摘させていただきたいと思います。罰則とかペナルティーについては、電気事業法のものと同様の課徴金みたいなものは、そもそも法律の条文が違うということでもあります。

○大林委員 であれば、私どもも前半で指摘させていただいておりますけれども、法律に書き込んでいく、変えていくということが必要なのではないかと考えております。

○山田参事官 資源エネルギー庁のほうから何かコメントはございますか。今回の委員提言書の中身の柱の一つが所有権分離です。所有権分離のどういう点が難しいのかとか、その点についても意見をお聞かせいただけるとありがたいです。

○経済産業省 先ほど委員からも触れていただきましたが、昨日、当方で行っております審議会においても所有権分離という御意見もございました。一方で、本件については所有権分離とは話が違うのではないかと御意見もございました。引き続き有識者審議会で

の議論も交えながら検討していきたいと思っております。

なお、1点申し上げますと、所有権分離ということをすれば、今回の事案が防げたということではないと思っておりますので、御提言いただいておりますような行為規制の見直しというものの自体が最初に出てくる話であろうと思っておりますのでございます。

○山田参事官 高橋委員、大林委員、それぞれ短くお願いします。

○高橋構成員 最後の部分ですが、諸外国の事例を見ていけば、所有権分離をすれば情報漏えいはほぼなくなると確信をしております。

以上です。

○大林構成員 私も同じ意見で、行為規制をやったけれども、駄目だったというのが現状だと思います。再発の防止も必要なのですけれども、これから競争を公正に担保していくためにも所有権分離は必要だと思っております。

○山田参事官 ありがとうございます。

まだまだ議論は尽きないと思うのですけれども、今の段階で、特にこれだけは言っておきたいというものがあればお願いしたいと思っております。経産省側も委員側も、なければ、和田副大臣に締めの御発言をいただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

それでは、最後に和田副大臣から御発言をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○和田副大臣 本日は、委員の皆様、経済産業省の皆様真剣に御議論をいただきまして心から感謝御礼を申し上げます。

本日、御議論いただいた電力分野における公正な競争環境の確保、これは再エネの導入促進やカーボンニュートラルを進めるに当たり、極めて重要な課題であります。現在、電力各社による電力料金の値上げも申請されている中、国民の皆様にご理解をいただく上でも、今回の情報漏えい、不正閲覧事案の全貌を徹底的に究明し、公正な競争環境が確保されるように、再発防止策を講ずることは重要だと考えております。

そのため、経済産業省におかれましては、今年夏に策定する規制改革実施計画にも盛り込めるよう、本日の議論の内容を踏まえつつ早急に真相を究明の上、御対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○山田参事官 和田副大臣、どうもありがとうございました。

本日の議題は以上といたします。

次回のタスクフォースの日程につきましては、YouTubeの動画概要欄に記載している規制改革推進室公式Twitterにおいて、今後の日程を随時告知いたします。

それでは、本日のタスクフォースを終了いたします。ありがとうございました。